

災害実績条件付一般競争入札試行要領

令和3年6月1日制 定
令和3年10月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

請負対象設計金額が、1,000万円以上5,000万円未満で、指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が選定した土木一式工事とし、入札に参加しようとする者に必要な資格の要件については、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）の3(3)の規定に基づき、別表のとおりとする。ただし、別の事項を付加することを妨げない。

3 入札参加可能者数の標準

入札参加可能者数の標準については、建設工事指名業者等選定要綱別表第3「指名業者選定数標準表」のとおりとする。

4 発注手続

前各項に定めるもののほか、発注手続は、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）によるものとする。

5 その他

この要領及び一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）に定めのない事項については、関係要綱等に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年10月1日改正については、令和3年10月1日以降に公告する工事から適用する。
- 3 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降に公告する工事から適用する。

別表

1 格付別標準発注金額表（災害実績条件付）

請負対象設計金額	格付け	
2, 3 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	B	C
1, 0 0 0 万円以上 2, 3 0 0 万円未満	C	D

2 入札参加資格要件

入札に参加しようとする者は、次の要件のいずれかを満たす者とする。

なお、広島県土木建築局が発注した災害復旧工事等を対象とし、（１）及び（２）については過去４年間に元請として工事を完成させ、引渡した実績を評価し、（３）については過去２年間に、下請として工事を完成させ、元請業者（２次下請以降の場合は契約を締結した上位の下請業者）に引き渡した実績を評価する。

（１）受注件数

格付け	受注件数（災害査定毎）
B	3 件以上
C	2 件以上
D	1 件以上

（２）請負代金額

格付け	請負代金額合計
B	1 億円以上
C	
D	

（３）下請金額（請負対象設計金額3,500万円未満の工事を対象とする）

格付け	下請金額合計
C	請負対象設計金額の 1 / 2 以上 【地域外の下請実績は、実際の金額を1.5倍して算出】
D	